

第1編
冷凍食品認定制度

平成20年4月1日制定
令和2年11月13日最終改定

一般社団法人 日本冷凍食品協会

目 次

第1編 冷凍食品認定制度

冷凍食品認定制度要綱	2
冷凍食品製造工場認定要領	5
第1章 冷凍食品製造工場の認定	5
第2章 冷凍食品製造工場認定委員会	9
第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続	9
第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続	10
第5章 認定工場の更新手続	11
第6章 認定工場の格付検査及び工場指導	12
(別記1) 認定証票の様式及び表示の方法	14
(別記2) 冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表	15
付 録 冷凍食品製造工場認定申請書等の様式集 (目次、様式1～13、認定制度で使用する様式及び関連条文一覧)	17

冷凍食品認定制度要綱

(冷凍食品認定制度の目的)

第1条 一般社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質、表示及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付の表示を付すことを認めることにより、冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図り、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、冷凍食品製造工場認定要領（以下、「認定要領」という。）、冷凍食品製造工場認定基準（以下、「認定基準」という。）、冷凍食品の品質基準（以下、「品質基準」という。）、冷凍食品の表示基準及び表示様式（以下、「表示基準」という。）、冷凍食品の衛生基準及び試験方法（以下、「衛生基準」という。）等を定める。

(冷凍食品の定義)

第2条 冷凍食品とは、選別、洗浄、不可食部の除去等の前処理及びこれらを加熱、調味、成型処理等を行ったものを急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品をいう。

2 水産冷凍食品とは、水産物の冷凍食品を、農産冷凍食品とは農産物の冷凍食品を、畜産冷凍食品とは畜産物の冷凍食品を、その他の冷凍食品とはパンや菓子類等の冷凍食品を、調理冷凍食品とは水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、その他の冷凍食品以外の冷凍食品をいう。

(認定制度の運営)

第3条 協会は、第1条第2項で定める認定要領に従って認定制度を運営する。

2 協会は、冷凍食品認定制度における認定に関する調査、検査、指導及び費用（認定証票使用料、手数料等）の徴収等を一般財団法人日本食品検査（以下、「J F I C」という。）に委託する。

(冷凍食品製造認定工場)

第4条 冷凍食品製造工場において、第1条第2項で定める認定基準を満たしているとともに、当該工場で生産される冷凍食品（以下、「製品」という。）が、品質基準、表示基準及び衛生基準（以下、「製品基準」という。）を満たしていると認定された工場を冷凍食品製造認定工場（以下、「認定工場」という。）という。

(格付の表示及び数量)

第5条 認定工場は製品の分類ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、製品基準を満たして製造または加工した製品の容器または包装に、協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷することができる。

2 認定証票を印刷した製品は、格付したものとして、認定工場はその生産量をJ F I Cに毎月届けなければならない。

(認定証票の交付及び様式)

第6条 協会は、認定工場に対し、その工場の製品に印刷する認定証票の清刷りを交付する。

2 前項に定める認定証票の様式及び表示の方法は別記1に定める。

(要綱、要領及び基準の改定、廃止)

第7条 本要綱、認定要領、認定基準、製品基準の改定または廃止しようとするときは、協会に設置された品質・技術部会で決定しなければならない。

2 前項の決定後、その内容を速やかに会員に通知しなければならない。

附則(平成20年4月1日 制定)

- 1 この冷凍食品認定制度は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日から行うことができるものとする。
- 3 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」(以下、「旧制度」という。)は平成21年3月31日をもって廃止する。
- 4 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。

附則(平成23年6月13日 一部改定)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則(平成24年11月14日 一部改定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月23日 一部改定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年4月1日 一部改定)

この要綱に規定する“一般財団法人日本冷凍食品検査協会”は、組織の名称変更により平成29年5月1日より“一般財団法人日本食品検査”に読み替えるものとする。

附則(令和2年11月13日 一部改定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

冷凍食品製造工場認定要領

第1章 冷凍食品製造工場の認定

(認定の目的)

第1条 協会は、消費者より信頼される冷凍食品を提供するため、認定工場で生産される冷凍食品の品質及び衛生についての指導を行う。

- 2 前項の指導は、その教育的機能に重点を置き、品質の不適正な製品の生産を事前に予防するとともに、品質及び衛生の向上を図ることを主眼とする。そのため、認定工場の製造に従事する者の指導教育に力を注ぎ、品質管理及び衛生管理の充実に重点を置くものとする。

(認定工場の責務)

第2条 認定工場は、品質及び衛生等についての格付検査を受けるとともに、品質及び衛生の向上に努めなければならない。

(工場認定の対象及び審査)

第3条 工場認定の対象は、会員が所有する冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を、かつ製品が製品基準を満たしていることについて協会の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。

- 2 認定審査は、認定を取得するための初回審査と認定を継続するための更新審査からなる。
- 3 認定基準は、基準を構成するⅠ. 仕事の仕組みに係る基準（以下、「基準Ⅰ」という。）、Ⅱ. 現場での実施・管理に係る基準（以下、「基準Ⅱ」という。）及びⅢ. 施設設備・機械器具に係る基準（以下、「基準Ⅲ」という。）により評価する。評点は、「冷凍食品認定工場認定要領の運用」（以下、「要領の運用」という。）で定めた方法による。

(認定の合否)

第4条 認定工場は、認定審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。

- (1) 基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの各総合評点がいずれも60点以上であること。
- (2) 基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの各大項目の評点が全て30点以上であること。
- (3) 製品が製品基準に適合していること。

2 認定基準の改定によって、認定工場の管理水準の大幅な変化がないにも拘わらず、その評価が著しく低下する場合、協会はそれを緩和するための経過措置を設けることができる。経過措置の内容は、第12条第1項で定める冷凍食品製造工場認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の承認に基づくものとする。

（有効期間の査定）

第5条 協会は、認定工場について、原則として基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの評点に基づき次回更新までの認定有効期間（以下、「有効期間」という。）を査定する。

- 2 認定工場の有効期間は4年を標準とする。但し、認定基準を満たしているものの、より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合においては、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。
- 3 前項の短縮した有効期間は、2年または3年とする。
- 4 評点に基づく認定工場の有効期間は、次の表1の通りとする。

表1. 基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの評点と有効期間

有効期間	基準Ⅰ、基準Ⅱ及び基準Ⅲの評点
4年工場(標準)	各基準の総合評価が全て80点以上
3年工場(短縮)	各基準の総合評価が全て70点以上
2年工場(短縮)	各基準の総合評価が全て60点以上

- 5 認定調査の個別項目中に、認定委員会で、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理、衛生管理等に係わる重大な欠点があると判定された場合、認定委員会は有効期間を短縮することができる。
- 6 初回審査における有効期間の開始日は、認定委員会で審査を受け認定された日とし、満了日は有効期間を満了する月の末日とする。また、更新審査における有効期間の開始日は、従前の有効期間満了の日の翌日とする。

（認定の更新）

第6条 認定工場は更新認定を希望する場合、第24条で定める更新の申請を行い、有効期間満了までに更新審査を受けなければならない。

（有効期間の延長）

第7条 協会が、災害、認定調査の集中等により認定制度の円滑な運用が困難であると判断した場合、認定委員会は、各対象工場についてその管理状況を個別に評価した上で、有効期間の延長を決定することができる。

(認定の一時停止)

第8条 協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときには、認定を一時停止する。なお、停止期間中は認定証票を使用することはできない。

- (1) 当該認定工場が破綻状態に陥ったとき。
- (2) 当該認定工場が災害等により、長期に渡り、正常な稼働が望めない、または受検義務がある工場指導及び定期検査を受検できないとき。
- (3) 当該認定工場より認定の一時停止の申し入れがあったとき。
- (4) 当該認定工場の製品を原因とした事故または事件により、第三者に重大な健康被害を及ぼし、あるいは及ぼす可能性が濃厚であるとき。
- (5) 当該認定工場の製品について第32条の「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。
- (6) 当該認定工場で、品質管理水準が大幅に低下し、認定が不適切であるとき。
- (7) 当該認定工場において、認定証票の不適切使用があったとき。
- (8) 当該認定工場が第30条第2項の格付数量を意図的に偽り、過少申告したとき。
- (9) 国内外を問わず企業活動において、関係法令、認定制度等に著しく反する行為があったとき。

2 協会は、前項各号について、当該認定工場に立入調査を行うことができる。正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだ場合は、直ちに認定を一時停止し、認定証票の使用を差し止める。

3 認定の一時停止は工場単位を基本とするが、停止事由が特定のライン・製造現場に限定されるということが科学的・合理的に認められれば、停止範囲・製品を限定することができる。

4 認定の一時停止期間は認定期間に含まれる。

(認定の一時停止の解除)

第9条 認定の一時停止工場が一時停止の解除を望むときには、一時停止事由を解消した旨の報告書と冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査申請書（以下、「解除確認申請書」という。）を各1部、協会に提出し、解除確認審査を受けなければならない。

2 認定委員会は解除確認調査の結果を基に第14条第4号に定める合否を決定する。合格の場合は一時停止を解除する。なお、解除は当該工場、または対象となる範囲を一括で行い、部分解除は行わない。

3 認定委員会での審査の結果、不合格の決定を受けた当該工場が有効期間内に是正を実施した場合、改めて解除確認申請書による再審査の申請を行うことができる。なお、有効期間内に是正されない場合、第11条第1項第4号に定める通り、認定の取り消しとなる。

(解除確認審査料の納付)

第10条 解除審査の申請者は、解除確認の申請が受理された後、別記2第1項に定める解除確認審査料等を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。解除確認の再審査の申請も同様とする。

(認定の有効期間の短縮、取消し及び取下げ並びに通知)

第11条 協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、有効期間の短縮または認定の取消しができる。さらに、取消しの場合、取消し後に認定申請を受け付けない期間（以下、「欠格期間」という。）を定めることができる。

- (1) 当該認定工場が認定基準及び製品基準に適合しなくなったとき。
- (2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。
- (3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。
- (4) 当該認定工場が認定の一時停止期間中に認定期間を満了したとき。
- (5) 第8条第1項の第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に該当するとき。
- (6) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準（60トン以上）を下回ったとき。なお、災害等、認定工場の責によらない事由がある場合はこの限りではない。
- (7) 当該認定工場において、第30条で定める認定証票使用料を協会に対し、1年以上滞納したとき。
- (8) 当該認定工場において、正当な理由がなく、受検義務のある工場指導及び定期検査を受検しないとき、あるいは見込まれるとき。
- (9) 当該認定工場から、認定取下げ、または当該認定工場を所有する会員から協会退会の申請があったとき。
- (10) 次項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否したとき。
- (11) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

2 協会は、前項及び第31条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。なお、立入調査で判明した事実について、認定委員会が重大な不正と認めた場合、立入調査の費用として、別記2第1項の認定審査料及び同第2項の出張費用を徴収する。

3 協会は、第1項により有効期間の短縮、認定の取消しを行ったときは、遅滞なく当該認定工場及びJ F I Cに対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。

第2章 冷凍食品製造工場認定委員会

(認定委員会の設置)

第12条 認定制度の円滑な運用を図るため、認定委員会を置くものとする。

(委員の構成)

第13条 認定委員会は、協会に所属しない学識経験者、その他有識者及び協会役員の5名以内で構成する。

2 委員は、協会会長が委嘱するものとする。

(認定委員会の役割)

第14条 認定委員会は、協会の諮問に応じ、要綱、要領、認定基準、製品基準及び要領の運用の改定または廃止について審議し、協会に報告する。また、工場認定に関する次の事項を決定する。

- (1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否及び有効期間の設定。
- (2) 第7条に定める有効期間の延長。
- (3) 第8条第1項に定める認定の一時停止とその期間。
- (4) 第9条第1項に定める認定の一時停止工場における停止解除の合否及び同条第3項に定める不合格であった場合の是正に必要とする期間。
- (5) 第11条第1項で定める要件に基づく有効期間の短縮とその期間、工場認定の取消し及び欠格期間。
- (6) 第19条第2項及び第27条に関する異議申立の取扱い。

(利害関係者の意見の表明)

第15条 前条第3号、第4号、第5号及び第6号に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

(国内工場の認定申請)

第16条 協会の会員は、協会に対し、工場の認定を申請することができる。申請にあたっては、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品及びその他の冷凍食品の種類（以下、「分類」という。）を明記しなければならない。

2 前項の申請には、当該工場ごとに、冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各1部、協会に提出しなければならない。

3 申請にあたっては、当該工場で格付表示する製品の数量（以下、「格付数量」という。）の合計が、年間60トン以上の見込みであり、かつ申請する分類ごとの格付数量が0トンの見込みであってはならない。

4 認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理、施設・設備に係わる管理等に習熟し、当該工場に在籍する者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない。

(認定審査料の納付)

第17条 申請者は、認定申請が受理された後、別記2第1項に定める認定審査料等を協会の請求に基づき、事前に納入しなければならない。

(認定審査)

第18条 第16条及び第21条の申請が行われたときは、協会は書類審査を行う。書類審査に合格した後、J F I Cは当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているかについて現地調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否、有効期間の査定等を行う。

(結果の通知、異議申立)

第19条 協会は、前条に基づく認定の可否及び有効期間について、当該申請者及びJ F I Cに対し、遅滞なく文書をもって通知する。

2 当該申請者は、認定の可否の通知を受け取った日から15日以内に、認定委員会に対し異議を申し立てることができる。

(変更の届出)

第20条 認定工場は、第16条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、指定の様式に基づき1部を協会に提出しなければならない。

2 認定の対象となる冷凍食品分類の品目を追加する場合及び認定範囲の拡大・変更を行う場合、事前に指定の様式に基づき1部を提出して申請するものとする。いずれの場合も審査を受けて認定を受けなければならない。また認定した品目の一部を取り下げる場合も指定の様式に基づき1部を提出しなければならない。

第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

(海外工場の認定申請)

第21条 海外工場の認定申請は、第16条を準用する。また、海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請も各1部協会に提出しなければならない。

(認定申請の条件)

第22条 前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額または一部出資している等の企業が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること、またはこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。

2 日本の会員企業は、当該海外工場と協会との連絡窓口を設けるとともに、業務指導、会費・指導料の徴収等の円滑な遂行に努めるものとする。

(認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出)

第23条 認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出は、第17条から第20条までの規定を準用する。

第5章 認定工場の更新手続

(更新申請)

第24条 第6条の更新審査の手続は、次の通りとする。

- (1) 更新を希望する認定工場は、冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）1部を協会に提出しなければならない。
- (2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。
- (3) 前号に拘わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請（以下、「早期更新申請」という）を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく審査によって有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続、審査等は、要領の運用に基づいて実施する。
- (4) 協会は、更新申請があった当該工場について、第16条第3項及び第21条の基準を満たしていることを書類審査により確認し、更新申請を受け付ける。

(更新審査料の納付)

第25条 申請者は、更新申請が受理された後、別記2第1項に定める更新審査料等を協会の請求に基づき、事前に納入しなければならない。

(更新審査)

第26条 J F I Cは更新申請に基づき、当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか調査を行う。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

(結果の通知、異議申立)

第27条 前条の結果の通知及び異議申立については、第19条を準用する。

第6章 認定工場の格付検査及び工場指導

(格付検査)

第28条 協会は、認定工場に対し、格付検査を行う。格付検査は、継続的に認定工場の管理状況を監査する「定期検査」と、認定工場で生産され、認定証票を付して販売される冷凍食品（以下、「格付製品」という。）の品質・衛生状況等を確認する「製品検査」からなる。

- 2 定期検査は「認定基準」及び「要領の運用」に基づき、製品検査は「製品基準」に基づき行う。
- 3 製品検査は、J F I Cの検査員が定期検査時等に製品を抜き取って行う。

(工場指導)

第29条 協会は、有効期間を短縮した工場に対して、管理体制改善のため認定工場の指導（以下、「工場指導」という。）を行う。

- 2 協会が認める特段の事情がない限り、3年工場は年1回以上、2年工場は年2回以上の工場指導を受け、管理体制の向上に努めなければならない。なお、4年工場においても協会が必要と判断した場合は、工場指導を受けなければならない。
- 3 工場指導を受けた認定工場は、その費用として、別記2第1項に定める工場指導料等を協会の請求に基づき、納めなければならない。

(認定証票使用料の支払い)

第30条 認定工場は、格付製品の認定証票使用料を協会の請求に基づき支払うものとし、別記2第4項の使用料表の金額（以下、「料率」という。）を適用する。

- 2 認定工場は、その使用料の算出根拠となる格付製品生産量（以下、「格付数量」という。）について、指定の様式により月次でJ F I Cに報告する。
- 3 年度終了後に格付数量の過少報告が明らかになった場合は、別記2第4項第2号に定める金額を証票使用料として徴収する。なお、過大分の返金は行わない。
- 4 長期あるいは相当規模の報告漏れ、意図的な格付数量の隠ぺい等による認定証票の不適切使用については、前項に加え、別記2第4項第3号に定める課徴金を追徴する。
- 5 第1項及び第3項は、別記2第3項を適用する。

(認定証票の不適切使用)

第31条 協会は、定期検査等で、認定証票及びその表示が不適切使用と判断したときは、第8条第1項第7号もしくは第11条第1項第5号に基づく措置を行う。

(市販品の調査)

第32条 J F I Cは、格付製品として販売されているものが、「製品基準」を満たしているか否かについて、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。

2 協会は、前項の調査により、製品基準の逸脱及び認定証票の表示が適当でないと判断したときは、前条に準じて措置を行う。

(認定証票付輸入冷凍食品の格付)

第33条 海外工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品（以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。）について、協会が行う格付のための検査方法は次の通りとする。

- (1) 格付のための検査依頼書等の様式については、別途定める。
- (2) J F I Cが、前号の検査依頼書に基づき行う検査の方法は、協会が定める「製品基準」に準ずる。
- (3) 当該海外工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録をJ F I Cに提出する。

(別記1)

平成20年4月1日制定
令和2年11月13日最終改定

認定証票の様式及び表示の方法

冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める「認定証票」の様式及び表示の方法は次の通りとする。

1. 様式



認定証票の外周円の直径は15mm以上とし、「認定証」の文字は白抜きとすること。

2. 表示方法

- (1) 「認定証票」と一括表示は、販売最小単位の包装面のなるべく近いところに一緒に印刷すること。若しくは、「認定証票」と一括表示を一緒に印刷したラベルを、販売最小単位の包装面に貼付すること。
- (2) 「認定証票」は文字が正確に読み取れるよう、擦れ等がないように印刷すること。
- (3) 「認定証票」の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に「認定証票」を貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも「認定証票」を貼付する場合は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を同時に印刷または、同時に印刷したシールを貼ること。

3. 禁止事項

製品以外に「認定証票」を使用することは禁止する。

(別記2)

平成20年4月1日制定
令和2年11月13日最終改定

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

認定制度に係る各審査料、工場指導料、出張費用及び認定証票使用料の金額は下記の通りとする。

1 審査料または指導料

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| (1) 認定審査料 | 一工場当たり | 80,000円 |
| (2) 更新審査料 | 一工場当たり | 80,000円 |
| (3) 解除確認審査料 | 一工場当たり | 80,000円 |
| (4) 工場指導料 | 一工場一回当たり | 100,000円 |

2 審査または指導に係る出張費用は、合理的に算定した旅費を審査料とは別に徴収する。

3 災害等、当該認定工場の責によらない事由により、工場被害や大きな経済的損失を受け、審査料または指導料の納入が困難となった場合には、その金額の全部または一部を免除することができる。

4 認定証票使用料表

格付数量区分 (月当り)	認定証票使用料 (kg当り)
トン以上 トン未満	
～ 10 "	150銭
10 ～ 20 "	120 "
20 ～ 30 "	100 "
30 ～ 40 "	70 "
40 ～ 50 "	56 "
50 ～ 70 "	44 "
70 ～ 80 "	40 "
80 ～ 300 "	37 "
300 ～ 500 "	36 "
500 ～	35 "

- (1) 認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。
- (2) 認定要領第30条第3項に定める過少分は修正前の料率に不足数量を乗じた金額とする。
- (3) 認定要領第30条第4項に定める課徴金は、該当する製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額とする。

附則（平成20年4月1日 制定）

この要領、別記1及び別記2は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日 一部改定）

この別記1は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年7月11日 一部改定）

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日 一部改定）

この要領及び別記2は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月1日 一部改定）

別記1及び様式は、平成25年5月1日から施行する。

附則（平成26年4月22日 一部改定）

この要領は、平成26年4月22日から施行する。

附則（平成27年3月23日 一部改定）

この要領及び別記2は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年10月1日 一部改定）

この要領及び別記2は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日 一部改定）

この要綱に規定する“一般財団法人日本冷凍食品検査協会”は、組織の名称変更により、平成29年5月1日より“一般財団法人日本食品検査”に読み替えるものとする。

附則（令和2年11月13日 一部改定）

この要領及び別記2は、令和3年4月1日から施行する。

付 録

冷凍食品製造工場認定申請書等の様式集

- 様式 1. 1 冷凍食品製造工場認定申請書
- 様式 1. 2 申請書類（工場の名称及び住所等）
- 様式 1. 3 申請書類（品質管理責任者及び補佐員）
- 様式 1. 4 申請書類（組織図及び区分ごとの人員）
- 様式 1. 5 申請書類（工場立地図及び機械配置図等）
- 様式 1. 6 申請書類（認定基準に定める各事項について(その1)）
- 様式 1. 7 申請書類（認定基準に定める各事項について(その2)）
- 様式 1. 8 申請書類（認定基準に定める各事項について(その3)）
- 様式 1. 9 申請書類（認定申請書別添書類等）
- 様式 1. 10 冷凍食品製造工場認定再審査申請書
- 様式 1. 11 冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査申請書
- 様式 2 海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請
- 様式 3 品質管理責任者の変更届
- 様式 4. 2 格付製品リスト
- 様式 4. 3 冷凍食品格付依頼書
- 様式 5 認定品目の追加に関する審査申請書
- 様式 5. 2 認定範囲の変更若しくは拡大に関する審査申請書
- 様式 6 冷凍食品格付検査成績書
- 様式 7 冷凍食品製造工場認定申請書記載事項の変更届
- 様式 8 冷凍食品製造工場認定更新申請書（その1）
- 様式 9 冷凍食品製造工場認定更新申請書（その2）
- 様式 11 冷凍食品製造工場認定取下げ届
- 様式 11. 2 認定品目の認定取下げ届
- 様式 11. 3 冷凍食品工場認定一時停止届
- 様式 12 認定工場証紛失届
- 様式 13 認定工場証再交付申請書

◎各様式は協会のホームページ「冷凍食品の認定制度」の中の申請方法にあります。

<http://www.reishokukyo.or.jp/certification/application>

認定制度で使用する様式及び関連条文一覧

	要綱	要領	要領	要領	要領	要領	要領	要領	要領	要領	運用	運用	運用	運用	運用
	第5条第2項	第8条第1項	第9条第1項	第11条第1項	第16条第2項	第19条第2項	第20条第1項	第20条第2項	第21条	第24条	I 2	I 5	I 6	I 7	I 8
様式 1.1 冷凍食品製造工場認定申請書					○				○			○			
様式 1.2 申請書類（工場の名称及び住所等）					○				○			○			
様式 1.3 申請書類（品質管理責任者及び補佐員）					○		○		○			○			
様式 1.4 申請書類（組織図及び区分ごとの人員）					○				○	○		○	○		
様式 1.5 申請書類（工場立地図及び機械配置図等）					○			○	○	○		○	○	○	
様式 1.6 申請書類認定基準に定める各事項について(その1)					○				○			○			
様式 1.7 申請書類認定基準に定める各事項について(その2)					○				○			○			
様式 1.8 申請書類認定基準に定める各事項について(その3)					○				○			○			
様式 1.9 申請書類（認定申請書別添書類等）					○				○			○			
様式 1.10 冷凍食品製造工場認定再審査申請書						○									○
様式 1.11 冷凍食品製造工場認定停止解除確認審査申請書			○												
様式 2 海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請									○						
様式 3 品質管理責任者の変更届							○								
様式 4.2 格付製品リスト	○														
様式 4.3 冷凍食品格付依頼書	○														
様式 5 認定品目の追加に関する審査申請書									○						○
様式 5.2 認定範囲の変更若しくは拡大に関する審査申請書									○						○
様式 6 冷凍食品格付検査成績書	○														
様式 7 冷凍食品製造工場認定申請書記載事項の変更届							○								
様式 8 冷凍食品製造工場認定更新申請書(その1)										○			○		
様式 9 冷凍食品製造工場認定更新申請書(その2)										○			○		
様式 11 冷凍食品製造工場認定取下げ届				○											
様式 11.2 認定品目の認定取下げ届									○						
様式 11.3 冷凍食品工場認定一時停止届		○													
様式 12 認定工場証紛失届											○				
様式 13 認定工場証再交付申請書											○				